



2025年1月8日

各位

会社名 富士ソフト株式会社
代表者名 代表取締役 社長執行役員 坂下 智保
(コード番号 9749 東証プライム市場)
問合せ先 経営財務部長 小西 信介
(TEL 045-650-8811)

ベインキャピタルによる当社秘密情報廃棄の連絡に関するお知らせ

当社は、2024年12月19日付「株式会社BCJ-88による当社株券等に対する公開買付けの状況に関するお知らせ」にて公表のとおり、KKRが設立したFK株式会社（以下、Kohlberg Kravis Roberts & Co. L.P.が投資助言を行う投資ファンド及びそのグループを個別に又は総称して「KKR」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）（以下「当社株式」及び「本新株予約権」を総称して「当社株券等」といいます。）に対する2回目の公開買付け（以下「第2回KKR公開買付け」といいます。）に対して、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権の新株予約権者の皆様に対して第2回KKR公開買付けへの応募を推奨する旨を決議し、ベインキャピタルが設立した株式会社BCJ-88（以下、ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループを個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。）による当社株券等に対する公開買付けに対して反対の意見を表明する旨を決議しております。なお、ベインキャピタルによる当該公開買付けに関する当社の意見については、当社の2024年12月27日付「(追加)株式会社BCJ-88による当社株券等に対する公開買付けの状況に関するお知らせ」もご参照ください。

当社は、2024年11月15日付「FK株式会社による当社株券等に対する第2回公開買付け及び株式会社BCJ-88による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明の決議についてのお知らせ」（以下「11月15日付プレスリリース」といいます。）にて公表のとおり、特別委員会から提出を受けた同日付「追加意見書」において「当委員会は、取締役会に対して、Bainと当社との間で締結された秘密保持契約に基づき、Bainに開示した一切の秘密情報の破棄をBainに請求すべきである旨、あわせて意見する」と述べられていたことを踏まえ、2023年8月10日付で当社がベインキャピタルから提出を受けた「秘密保持に関する誓約書」（以下「秘密保持誓約書」といいます。）の規定に基づき、2024年11月15日付で、ベインキャピタルに対し、当社より開示した秘密情報を破棄するよう求めておりました。その後、ベインキャピタルから、情報破棄請求に対する回答を得られなかったことから、当社は、2024年11月15日以降も、ベインキャピタルに対して複数回にわたり情報破棄請求を行っており、2024年12月17日付「株式会社BCJ-88による当社株券等に対する公開買付けに係る当社取締役会の意見（反対）に関するお知らせ」の公表に合わせ、再度ベインキャピタルに対して情報破棄請求を行っておりました。

今般、ベインキャピタルより、2025年1月7日付で、秘密保持誓約書に従い、当社から受領した秘密情報の廃棄を実施し、また、ベインキャピタルから当該秘密情報を受領したアドバイザー、レンダーその他の開示先に対しても、同様に秘密情報の廃棄を要請している旨の「情報廃棄についてのご連絡」と題する書面を受領しましたので、お知らせいたします。

なお、ベインキャピタルらにおける秘密情報の廃棄が、具体的にいつどのような方法で実施されたか又は実施されるのかについて、当社は把握しておりません。また、当社がベインキャピタルに対し、情報破棄請求を

行った2024年11月15日以降、ベインキャピタルは、2024年12月11日付で、ベインキャピタル公開買付けの実施にあたり、当社株式1株当たりの買付け等の価格を9,450円から9,600円に引き上げる旨の提案（以下「2024年12月11日付提案」といいます。）をしています。さらに、その後、2024年12月18日付で、ベインキャピタルより、「富士ソフト株式会社株式（証券コード：9749）に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ（賛同に係る前提条件の放棄等）」が公表され、ベインキャピタル公開買付けの前提条件のうち、前提条件①（ベインキャピタル公開買付けに対して、当社が賛同する旨の意見を表明する旨の当社における取締役会決議がなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる賛同意見が変更又は撤回されていないこと）を放棄するとともに、ベインキャピタル公開買付けの買付予定数の上限を31,444,443株（所有割合：49.89%）に設定することにしたとのことです。2024年12月11日付提案及び2024年12月18日付のベインキャピタル公開買付けの条件の変更において、当該秘密情報がどのように使用されたかについても当社は確認できておりません。

今後、当社として開示すべき事項が生じた場合には、速やかに公表いたします。

（注）「本新株予約権」とは、下記（i）から（iii）の新株予約権を総称していいます。

- （i）2022年3月29日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（行使期間は2024年4月1日から2027年3月29日まで）
- （ii）2023年3月28日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（行使期間は2025年4月1日から2028年3月28日まで）
- （iii）2024年3月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（行使期間は2026年3月27日から2034年3月24日まで）

以 上